

社 福 第 4 5 5 号  
平成 2 1 年 5 月 1 9 日

各社会福祉施設等施設長 様

埼 玉 県 福 祉 部 長

## 県内社会福祉施設等における新型インフルエンザへの対応について（通知）

社会福祉施設等の運営につきましては、日ごろ格別の御努力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型インフルエンザについては、国内で二次感染が広がっており、県内の二次感染の発生も懸念されています。

つきましては、常に厚生労働省や自治体の発表する情報にご注意いただくとともに、県内で新型インフルエンザ患者が発生した場合は、下記事項に十分留意し、感染拡大の防止と利用者及び職員の健康維持について万全を期されるようお願いいたします。

また、万一、貴施設関係者で感染者が発生した場合や感染が疑われる場合は速やかに保健所に相談してください。

なお、状況によっては、保育所や短期入所、通所施設等について休業要請が行われることも想定されます。保育所や短期入所、通所施設等を運営している施設におかれては、利用者への協力要請など対応策について、あらかじめ検討いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 基本的な考え方について

##### (1) 入所系施設について

原則として、新型インフルエンザの感染拡大の防止を図りながら、入所者への必要なサービスの提供を継続する。

##### (2) 通所系施設について

###### ① 患者が発生した市町村等以外の区域に所在する場合

原則として、サービスの提供を継続する。なお、通所者が発生市町村等に居住する場合は②の例による。

###### ② 感染者の発生した市町村等の区域に所在する場合

国や県・市町村からの通知に応じて対応する。

なお、施設の臨時休業に関する具体的な取扱いについては、国における今後の行動計画の運用状況等を踏まえて、県・市町村から別途、要請する。

###### ③ 施設利用者・職員等に患者が発生した場合

当該施設に、県・市町村から別途、休業要請を行う。

(3) 訪問系事業所について

原則として、うがい・手洗いの励行や職員のマスク着用を徹底するなど感染の機会を少なくするよう工夫しながら、サービスの提供を継続する。

また、利用者にもマスクの着用など咳エチケットを要請すること。

2 各施設の対応について

新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応（埼玉県障害者自立支援課ホームページに掲載）を参考に、適切な措置を講じてください。

なお、複数の職員が新型インフルエンザに感染し職務に従事できない場合も想定し、どのように事業を継続していくかなどについて検討を行うこと。

3 厚生労働省や県からの情報に注意し、状況の変化に適切に対応すること。

【参考】

○厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

○埼玉県疾病対策課ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BU00/kansen/index.htm>

○さいたま介護ねっと

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BD00/index.html>

○埼玉県高齢者福祉課ホームページ

（高齢者福祉施設等の事業者の方へ（通知等の掲載））

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BC00/osirase.html>

○埼玉県障害者自立支援課ホームページ

（障害者自立支援法について→Vサービス事業者・施設向け情報→7 注意喚起）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BW00/attention/>

担当	社会福祉課	施設指導担当	3 2 2 5
	高齢者福祉課	施設指導担当	3 2 5 4
	介護保険課	介護保健施設指導担当	3 2 3 9
	障害者自立支援課	施設支援担当	3 3 1 4
	少子政策課	子育て環境整備担当	3 3 2 2
	子育て支援課	保育施設担当	3 3 2 8
	こども安全課	養護担当	3 3 3 1
	電話	0 4 8 - 8 3 0 -	（各担当の番号）